

占冠村役場からのお知らせ

令和6年度占冠村低所得者支援給付金 (3万円、こども加算分)のご案内

- この給付金(1世帯あたり3万円、こども1人あたり加算分2万円)は、基準日(令和6年12月13日)時点で、占冠村に住民登録があり、世帯全員が令和6年度市町村民税均等割非課税世帯である世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1. 住民税均等割非課税世帯 1世帯あたり **3万円**
2. 1に該当する世帯で18歳以下のこどもの世帯員がいる場合
こども一人あたり加算分 **2万円**

支給対象と申請の有無

基準日(令和6年12月13日)時点で占冠村に住民登録があり、令和6年度住民税非課税世帯が対象です。

(※ただし、住民税が課税されている人から扶養されている人のみの世帯は対象外)

A 支給対象世帯

B 基準日に占冠村に住民登録はあるが、「住民税が未申告の方」を含む世帯

確認書が届きますので返信用封筒で返送してください。

※注意※

返信用封筒の期限が令和7年3月31日までとなっていますので、4月以降に返信される方は裏面連絡先までお問合せ下さい。

返送期限

令和7年5月30日(金)

申請が必要です



申請期限：令和7年5月30日(金)

【申請書配布先】

- ・ 占冠村役場福祉子育て支援課
- ・ 占冠村ホームページからダウンロードできます

詳細は裏面「A」「B」をご確認ください。

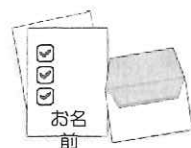
給付金の支給手続き

A 支給対象世帯

- 対象となる世帯には、占冠村福祉子育て支援課社会福祉担当から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認し、返信用封筒で返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②受給の拒否がないか



B 基準日に占冠村に住民登録はあるが、「住民税が未申告の方」を含む世帯

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに占冠村役場福祉子育て支援課の窓口へ直接または郵送でご提出ください。

※令和6年1月2日以降の入国者を世帯主とする世帯は対象外となります。



給付金の支給時期

占冠村が確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。



住民税非課税世帯等に対する給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

占冠村福祉子育て支援課 社会福祉担当



0167-56-2125

受付時間 平日8:30~17:15